

◆ 納税通知書の内容を確認しましょう

控除について、申告を忘れていませんか？
今からでも、修正や追加の申告はできます。

* 問い合わせ：課税担当（電話5742-6663～6）

例えば…
控除には、扶養控除や医療費控除などがあります。
また、品川区に寄付をした場合は、所得税と住民税から控除できますヨ



◆ 納付書で住民税を納付される場合は、次の方法から選べます

区役所税務課、各地域センター、銀行や郵便局で

納付書を各窓口へご持参ください。

コンビニで

「バーコード」が印刷されている納付書なら、コンビニでも納付できます。

携帯電話で
(モバイルレジ)

NEW!

モバイルレジ

品川区でもモバイルレジを始めました!

納付書の「バーコード」を携帯電話で撮影し、モバイルバンキングを利用して納付できます。 ※ 領収書は発行されません。通帳への記入をご確認ください。

* 問い合わせ：収納管理係（電話5742-6669）

?どっちがどっち?

● 課税証明書と納税証明書



課税証明書は、

いわゆる『所得証明書』のことで、課税額と前年の所得内容が記載されています。

各種手当での申請や勤務先への提出などに使われることが多いようです。

納税証明書は、

課税証明書の記載事項に加えて、納税の状況（納付済の金額、納期末到来の額、未納額）が記載されています。

融資を受ける場合などに必要となることが多いようです。

住民税相談のご案内

- 課税に関すること TEL (5742) 6663～6
- 納税に関すること TEL (5742) 6671～3
- 納税・課税証明書 TEL (5742) 6662

受付時間 月曜～金曜
午前8時30分から午後5時
ただし火曜日は午後7時まで(祝日は休み)

6月30日は…

特別区民税・都民税第1期の納期限です
納付に便利な口座振替をお勧めします!

出前講座のご案内

サークルや団体等の会合で、住民税の講座を開きませんか?担当職員がお伺いします。
費用は無料ですので、お気軽にご相談ください。



税務係 電話 (5742) 6662